

令和元年分の確定申告をされるかたへ

医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

医療費通知は、医療機関等でかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回発送しています。

	発送月	対象診療月
1回目	令和元年 10月上旬頃	平成31年1月から令和元年5月まで
2回目	令和2年 2月上旬頃	令和元年6月から令和元年10月まで
3回目	令和2年 6月上旬頃	令和元年11月から令和元年12月まで

●確定申告にご利用になる際の注意

3回目の医療費通知は、確定申告には間に合いません。

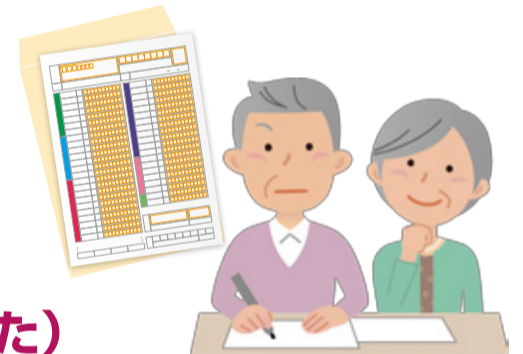
このため、11月・12月分の医療費の額については、領収書に基づいてご自身で「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります。

お問い合わせ先

医療費通知に関することは、千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課(☎043-216-5013)までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和元年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。



●特別徴収のかた(年金から保険料を天引きされているかた)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

●普通徴収のかた(口座振替や納付書によりお支払いされているかた)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族のかたなど)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。

お問い合わせ先

納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

確定申告、住民税申告に関する問い合わせ

○所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

○住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止などの突発的な事情により収入や預貯金が大きく減少し、医療費の自己負担額の支払いが困難になったときは、申請により減免される場合があります。

また、保険料についても、災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少などにより納めることが困難になったときは、申請により減免される場合があります。

詳しくは、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。